

教 県 第 8 7 2 号
平成 28 年 12 月 28 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」
の一部改正について（通知）

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年埼玉県条例第 58 号）」が平成 28 年 12 月 26 日及び「職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（平成 28 年埼玉県人事委員会規則 18-11）」が平成 28 年 12 月 27 日に公布され、別紙 1 及び 2 のとおり施行されることとなりました。

なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大した。（第 2 条の 2 関係）

（ア）養子縁組を希望している里親が、実親等の同意が得られないために養子縁組することができない子を養育している場合について、当該子を育児休業等の対象とすることとした。

（イ）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、養子縁組を希望している里親が「養子縁組里親」と定義されることに伴い規定を整備した。

イ 非常勤職員の育児休業取得要件を緩和した。（第 2 条第 1 項第 3 号口関係）

ウ その他規定の整備

(2) 職員の育児休業等に関する規則の一部改正

職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備した。

2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日

（上記 1 (1) ア (イ) については、平成 29 年 4 月 1 日）

担当：県立学校人事課学事担当 鯨井
電話：048-830-6735

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口を次のように改める。

口 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員

第二条の二を第二条の四とし、第二条の二第一号中「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以下この条において「一歳到達日」という。）」に改め、同条を第二条の二とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第一項の規定による養育里親であるものに同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第二条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定による措置が解除されること」に改め、同条第六号中「第二条の二第二号」を「第二条の二第二号」に改める。

第十一条第一号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定による措置が解除されること」に改める。

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改める。

第二条の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第二項の規定による」を「同条第一号に規定する」に改める。

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

(傍線の部分は、改正部分)

職員の育児休業等に関する条例	新
----------------	---

旧

職員の育児休業等に関する条例	新
----------------	---

(傍線の部分は、改正部分)

第一条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一(二) (略)

三 育児休業の承認の請求の時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員を除く。）

イ 引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 育児休業に係る子が一歳六ヶ月に達する日までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあっては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員

ハ 勤務日の日数を考慮して委員会規則で定める非常勤職員

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第二項の規定による養育里親であるものに同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
一次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る子が一歳に達する。

(新設)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
一次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る子の一歳到達

する日（以下この条において「一歳到達日」という。）

二〇三（略）

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の四 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により当該職員と別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されることとなつたこと。

二〇五（略）

六 第二条の三第三号に掲げる場合に該当することとなつたこと。

七（略）

第四条～第十条（略）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をことができる特別の事情）

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消

二〇三（略）

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の三 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなつたこと。

二〇五（略）

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当することとなつたこと。

七（略）

第四条～第十条（略）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をができる特別の事情）

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消

新

された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されることとなつたこと。

二〇六 （略）

旧

された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

二〇六 （略）

第十二条～第三十三条 （略）

第十二条～第三十三条 （略）

第二条関係

職員の育児休業等に関する条例
新

第一条・第二条（略）

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員で同条第一号に規定する養育里親であるものに同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

職員の育児休業等に関する条例
旧

第一条・第二条（略）

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第二項の規定による養育里親であるものに同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第二条の三～第三十三条（略）

第二条の三～第三十三条（略）

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一六）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条の二第二号」を「第二条の三第二号」に改める。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「第二条の二第二号」を「第二条の二第一号」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第二条の二第二号」を「第二条の二第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成一十九年一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

職員の育児休業等に関する規則

新

職員の育児休業等に関する規則

旧

第一条 (略)

(条例第二条第三号の委員会規則で定める非常勤職員)

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）第二条第三号本文の埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。

一 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

二 (略)

第三条 (略)

(条例第二条の三第二号の委員会規則で定める場合)

第四条 条例第二条の三第二号の委員会規則で定める場合は、非常勤職員が育児休業に係る子についてしようとする育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は配偶者がする育児休業の期間の初日前である場合とする。

(条例第二条の三第二号の委員会規則で定める日)

第五条 条例第二条の三第二号の委員会規則で定める日は、非常勤職員が育児休業に係る子についてしようとする育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が産前産後の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引

第一条 (略)

(条例第二条第三号の委員会規則で定める非常勤職員)

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）第二条第三号本文の埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。

一 条例第二条の二第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

二 (略)

第三条 (略)

(条例第二条の二第二号の委員会規則で定める場合)

第四条 条例第二条の二第二号の委員会規則で定める場合は、非常勤職員が育児休業に係る子についてしようとする育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は配偶者がする育児休業の期間の初日前である場合とする。

(条例第二条の二第二号の委員会規則で定める日)

第五条 条例第二条の二第二号の委員会規則で定める日は、非常勤職員が育児休業に係る子についてしようとする育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が産前産後の休暇により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引

いた日数を経過する日とする。

新

(条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合)

第六条 条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合は、次に掲げる
いずれかの場合とする。

一 条例第二条の三第三号に規定する当該子について、保育所における
保育の実施を希望し、申込みを行つてあるが、当該子の一歳到達日後
の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の三第三号に規定する当該子を養育している
当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間につい
て常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該
当した場合

イヽニ (略)

第七条～第十二条 (略)

いた日数を経過する日とする。

旧

(条例第二条の二第三号の委員会規則で定める場合)

第六条 条例第二条の二第三号の委員会規則で定める場合は、次に掲げる
いずれかの場合とする。

一 条例第二条の二第三号に規定する当該子について、保育所における
保育の実施を希望し、申込みを行つてあるが、当該子の一歳到達日後
の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二第三号に規定する当該子を養育している
当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間につい
て常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該
当した場合

イヽニ (略)

第七条～第十二条 (略)